

# 商工にのみや

創刊号 発行者 二宮町商工会  
 宮町二宮227  
 編集責任者 TEL.0463(71)1182  
 副会長 金井忠市

## ご存知ですか！

皆さんが日常お吸いになっている「たばこ」には多額の消費税がか、っております。このたばこの消費税は、町の売上高に依りて町へ交付金として交付されています。この二宮町でも、昭和四十五年度は二、一〇〇万円の交付金がありました。昔からちりも積れば山となるという諺がありますが一つ一つの集積は宝の山をきづきます。皆様がお吸いになる「たばこ」を町内で買いますと、それだけ町の財政を豊かにすることが出来ます。町の財政が豊かになれば住民に何らかの恩恵があるわけです。「たばこ」をお求めのせつは、町内の販売店をご利用下さい。

## 商工会報発刊に当って

二宮町商工会長 柳川賢二

商工会報発刊に当り、ひとことご挨拶申し上げます。このたび商工会において会報が発行されることは商工会の前進的な姿勢であると感じ喜びにたえません。私も商工会設立の時は町議会にあり、設立特別委員として、商工会の発展を願って来た者であります。設立後十年を迎えようやく、認識を深め日増に会員の増加を図り内容が充実されつ、あることはご同慶の至りでございます。

商工会は地域社会において商工業の指導機関として、活躍をしておりますが経済面の充実を図ることが何よりの急務かと存じ私も、国に経済事業が出来るよう強くうたえて参りました。会員の皆様大いに商工会を利用し事業の繁栄を図られる事を強く希望いたします。

さてご存知の通り日本経済も高度成長政策の波に乗って成長をとげ経済大国にまで発展いたしました。然しながら中小企業は、労働力の不足、物価の高騰、高賃金、公害に見舞われ、過当競争の激化をたどっております。これをどのようにかせられた大きな問題であります。私は中小企業の今後の生きる道は設備の近代化、創意工夫、技術革新より外に方法がないと考えてお

ります。大企業と対抗の出来る方法は、自分で作る商品に自分で値段をつけて売ることの出来るものを製造するか、特別の技術を売りものにするか、さもなければ、大企業の系列に入るか、考えて商売をする時代、アイデアの時代といえましょう。

当二宮町も宅造地が都市化される傾向にあります。自然の保存は云うまでもありませんが、人口の増加による生活環境の整備が強く要求されております。当地は工場等が他地区に比較して少なく、工場による公害があまり発生しておりませんが、何よりも不便を感じさせられるものが、日々の買物であります。商店経営は商賈でなく今や消費者のサービス機関として一新しなければならぬ時代に当面いたしました。買いいい、売りよい、気持よい店を消費者が欲している以上消費者の気持になって真剣に考えていた、きたいと存じます。

商店街診断、先進商店街視察講習会等を行い、これからの商店はかくあるべしと、答えが出ているものと存じます。今後更に宅造が進み人口増加が見込まれます。消費者の希望する商店街の形成を一日でも早く実現されるようお願いいたします。時代は刻々と変わっています。この

変化のばげしい時代を乗切るには個々の努力と、調和以外にはないと思えます。商工会員の皆様益々健康にご留意の上住みよい二宮町建設のためお互に頑張りましょう。

## 融資制度資金 保証料補助制度のお知らせ

昭和四十六年度より二宮町に於て、二宮町金融制度実施に合わせ本町または神奈川県の融資制度を利用し、神奈川県信用保証協会を信用保証を受ける中小企業者の信用保証料についてはその保証料の一部(二)を予算の範囲内で補助することにいたしました。

この制度により従来負担していた信用保証料の負担が軽減されるわけです。この制度が利用出来る資金融資は次の通りです。

- 1 二宮町中小企業融資資金
- 1 神奈川県中小企業融資制度に基づく事業資金、小企業事業資金
- および設備合理化資金です。
- この各資金の補助対象限度額は、三〇〇万円までになっております。
- この補助金の交付の適用は昭和四十六年四月一日から実施されます。
- 金融機関にも連絡してありますが、この補助が受けられる人は、交付申請書を提出することになっております。(用紙は金融機関にあります)ので忘れずに手続して下さい。

## 中小企業者のために 二宮町融資制度新設

町内に事業所を有する中小企業の健全なる育成振興を金融面より図るため本年度五月一日より二宮町融資制度が新設されました。

融資総額は五百万円、一事業所当り最高貸付五十万円以内、取扱いは、中商信用金庫二宮支店です。融資に当っては、特に零細中小企業者を優先することになっております。保証料の保証を受けるために保証人が必要となります。主要内容は次の通りです。

1 融資資金は運転資金及び設備資金です。

1 融資の対象は町内において原則として一年以上継続して同一事業を営み、その事業所を有し、現に営業し、町税を完納している者

1 次の人は利用することが出来ません。

- (1) 金融機関から取引停止処分を受けているもの。
- (2) 神奈川県信用保証協会が行った代位弁済に対する債務の履行を終らないもの。
- (3) 風俗営業取締法に該当するもの。
- (4) 返済能力がないと認められるもの。

◎ 貸付利率及び期間  
 貸付利率は年利七・三%以内で、貸付期間は二十四ヶ月以内分割返済です。

◎ 融資の申込方法  
 融資の申込は、所定の用紙(商工会にあり)に記入の上、二宮町商工会で受付けた後、町長に提出

することにより、取扱金融機関において融資が決定されます尚くわしくは役場経済課電話(7)0767か二宮町商工会電話(7)1082にお問合せ下さい。

### 所得税を中心とした

### 本年度税法改正の

### あらまし

ことしも一、六六六億円の減税を折り込んだ所得税の改正を始め、いくつかの税法が改正されました。そのあらましは次のとおりです。

- (1) 所得税法では給与所得控除を始め各種の所得控除が引き上げられました。また、青色申告者については、「青色事業主特別経費準備金」が創設されました。
- (2) 相続税、贈与税では、配偶者控除などが大幅に引き上げられました。
- (3) 租税特別措置法では、公害対策や資源開発対策、企業体質の強化などに役立てるための改正が行なわれ、また、企業の交際費に対する課税が強化されました。

◎それでは、これらの改正のうち私たちの生活に最も身近な所得税を中心に説明してみましよう。

#### 事業所得者やサラリーマンなどのための所得税の減税

(1) 中小所得者の所得税負担を軽くするために、所得控除が次の表のとおり引き上げられました。

項目	改正前	改正後
所得の全部が給与所得等の人	100,000円 (給与収入金額にして225,000円以下)	150,000円 (給与収入金額にして312,000円未満)
所得の全部が給与所得以外の人	50,000	100,000
給与所得等とそれ以外の所得のある人	$(\frac{\text{給与所得} + \text{所得} + \text{所得} + \text{所得}}{2}) = 50,000$	$(\frac{\text{給与所得} \times 2 + \text{所得} + \text{所得}}{3}) = 100,000$

(注) 給与所得とは、事業や給与などによる所得のことをいいます。給与所得以外とは不動産や配当などによる所得のことをいいます。

項目	改正前	改正後	
		平年分	46年分
基礎控除	180,000円	190,000円	187,500円
配偶者控除	180,000	190,000	187,500
扶養控除 養育者の1人	120,000	130,000	127,500
配偶者控除 世帯の1人	130,000	140,000	137,500
障害者控除 老年者 勤労学生 障害者	100,000	110,000	107,500
特別障害者控除	130,000	140,000	137,500

(2) 配偶者控除や扶養控除の適用ができる所得限度が次の表のとおり引き上げられました。

#### 1 事業所得者のための改正

事業所得者については、先に説明した所得控除限度額の改正のほか、次のような改正も行なわれました。

- (1) 白色申告者の専従者控除が一五万円から一七万円に引き上げられました。
- (2) 青色申告をしている事業者については、老後の保障をするなどの趣旨から「青色事業主特別経費準備金」が新しく設けられました。そこで、この「青色事業主特別経費準備金」の内容についてのべてみます。

① この準備金の制度は、青色申告者で事業を営んでいる人に適用されます。

② 準備金への繰り入れは、毎年の事業所得（総収入額から必要経費や諸準備金繰り入れ額、専従者給与を差し引いた金額）の五％相当額（最高一〇万円）まで認められ、繰り入れた金額はその年の必要経費となります。

③ 準備金は事業主が六五才に達するまで、毎年累積して繰り入れることができます。

④ 積立てた準備金の取りくずしは、事業者が亡くなったり、廃業や子供等に事業を譲ったときは、一時所得とみなされ、その他の場合は、事業所得となります。

#### 2 サラリーマンのための改正

先に説明したいろいろな所得税控除や改正点などのほかに、サラリーマンの方については、その税負担を軽減するため、次のような改正も行なわれました。

(1) 現在、給与所得は、「収入ー給与所得控除」給与所得」の計算により算出されていて、収入から差引く「給与所得控除」というのは、サラリーマンの必要経費などといわれているものです。

この「給与所得控除」額が次の表のように引き上げられました。なお、この控除引き上げにともなう減税額は、七五二億円に達し、ことしの所得税減税額の四五％を占めるといわれます。そこで、改正の結果をもとに昭和四五年を四六年の所得税負担の比較（夫婦と子供二人）をしてみますと、次の表のようになります。

項目	改正前	改正後	
		平年分	46年分
定額控除	100,000円	130,000円	122,500円
最高限度額	500,000	530,000	522,500

給与の取 入金 円	45年 所得税 円	46年 所得税 円	減税額 円	軽減割合 %
1,500,000	56,700	47,000	9,700	17
2,000,000	119,900	103,100	16,800	14

(注) 社会保険料の負担が異なる場合、軽減割合は若干異なります。

(2) サラリーマンが、給与以外に収入を得ている場合、従来は給与以外の所得が五万円をこえるときは、確定申告をする必要がありました。が、ことしの改正で、この金額が十万円に引き上げられました。なお、二ヶ所以上から給与を得ている場合には主たる給与以外の給与の収入額と、その他の所得の合計額が十万円をこえるときは、確定申告が必要となります。

(3) 配偶者控除や扶養控除が適用できる所得限度額が引き上げられた結果、昭和四六年では奥さんがパートタイムで働いても、年間で収入が三一万二千円未満であれば、ご主人の所得税計算の際に配偶者控除が受けられます。

貯蓄奨励、住宅対策のための減税(1) 預金などの利子については、現在、源泉所得税が課税されていますが、従来から少額貯蓄非課税制度があり、一定の手続によって、一人あたり元本百万円までの預金等の利子には税金がかかりませんでした。これは貯蓄奨励のための制度のひとつですが、今回の改正で、非課税となる貯蓄限度額が一人あたり元本百万円が百五十万円に引上げられることになりました。(2) また少額貯蓄非課税制度のほか、国債の利子についても、元本五十万円までの非課税制度がありますが、今回の改正で百万円に引き上げられました。(3) さらに現在国会で審議されている「勤労者財産形成促進法」が成

立すると、同法によって使用者を通じて行なう貯蓄については、(1)、(2)とは別わくで元本百万円までの利子が非課税とされることになり

(4)住宅などの購入を目的とする貯蓄で一定の要件を備えているものは、年間積立額の四％で、最高一万円までが、所得税額から控除されていますが今回の改正で、最高限度額が、一万円から二万円に引き上げられました。

なお、以上のうち(1)から(2)までは昭和四十七年一月一日以降適用となりません。

**相続税・贈与税の減税**

**(1)贈与税関係**

他人(親族を含む)から財産を贈与された場合、通常、四十万円をこえれば贈与税が課税されますが婚姻期間二十五年以上の夫婦で、贈与財産が居住用の土地、家屋等の場合、四十万円のほかは配偶者控除として六十万円が控除されており、合計二百万円まで贈与税が課税されていないことになっていました。これが今年の改正で、配偶者控除六十万円が、三百六十万円に引き上げられて、合計四百万円となり、婚姻期間も二十五年から二十年に短縮されることになりました。

**(2)相続税関係**

④贈与税の配偶者控除の改正と同じように、相続税についても、配偶者控除の改正が行なわれました。それによると、婚姻期間十五年を

こえる一年ごとに二十万円(最高限度二百万円)という従来の配偶者控除制度が、婚姻期間十年をこえる一年ごとに四十万円(最高限度四百万円)というよう内容になりました。

⑤相続に際して受け取る生命保険金も相続財産として扱われており、法定相続人一人あたり百万円までは非課税とされていましたが、こ

**事業主にも退職金を**

**小規模企業共済に加入しましょう**

**経営者のために国がつくった共済制度です**

小規模企業共済制度とは、一口に云えば不時の用に備える貯蓄あるいは、事業主の退職金制度です。小規模事業者は経営の基盤が不安定であり、経営についての不安を多少なりとも取除き生活の基礎を確保する必要に迫られています。事業が失敗したら……働らけなくなったら……その時の用意のために国がつくった有利なこの制度をご利用下さい。

**○企業共済の特色**

1何よりも確実で安全です。共済金額は法律によって定められ、高い利廻りが保証され、その支払は政府が最後まで責任をもつて行います。

2掛金は事業団が運用する場合はすべて非課税で累積され、利廻りが類似の制度の中では最も高

の非課税限度が百五十万円に引き上げられました。

⑥また、死亡後三年以内に確定する退職金については、相続財産として扱われており、法定相続人一人あたり五十万円まで非課税とされていますが、この非課税限度額が八十万円に引き上げられました。

く、共済金は長期になる程有利になるように、また契約者が最も困ると思われる時程共済金が多くなるように計算されています。

3数年後には加入者融資が始められる予定です。

4掛金全額が所得控除になるので所得税住民税が安くなります。

5共済契約は相続ができます。

6共済金をうける権利は抵当権者や債権者によって禁じられています。

**○加入資格**

加入資格は常時使用する従業員が二十人(商業サービス業は5人)以下の個人事業主、会社、企業組合、協同組合の役員ならどなたでも加入出来ます。

**○掛金**

掛金は月額一口五〇〇で最高十口

五〇〇〇円までですが二口以上でないと取扱っておりません。

**○共済金の支払**

つぎの事由が生じたとき共済金が支払われます。

**共済事由A**

事業をやめたとき(死亡を含む)法人の役員については法人解散)

**共済事由B**

六五才以上で、その掛金払込年数が二十年以上の方が請求したとき。役員が疾病、負傷、死亡により退職したとき。

つぎの場合準共済金が支払われます。個人事業主が会社へ組織がえしてその役員にならなかつたとき。個人事業主が配偶者または子に事業の全部を譲渡したとき。役員が任期満了により退職したとき。

お申込は商工会へ。その他詳しくは商工会へお問合せ下さい。

**編集後記**

始めての商工会広報紙発行のため、記事が少しかたすぎたように思います。

商工会では消費者の皆様にも読んでいただくため、出来るだけ関連のある記事を掲載する予定です。会員の皆様を始め、広く消費者の皆さまのご意見等のご投稿をお願い申し上げます。

**共済金等の一覧表**

(掛金10口5,000円の場合の例、法律では月毎に詳しく規定しています)

払込年数	掛金 合計 金額	共済事由Aの場合の 共 済 金 額	5,000円払込みに よる複利増加額(注)	共済事由Bの場合の 共 済 金 額	準共済金額
10年 (120ヶ月)	600,000円	971,500円	11,200円	776,000円	620,800円
20年 (240ヶ月)	1,200,000	2,812,300	21,500	2,169,100	1,735,200
35年 (420ヶ月)	2,100,000	7,834,400	48,200	7,834,400	6,267,500
40年 (480ヶ月)	2,400,000	11,137,000	62,300	11,137,000	8,909,600

(注) 掛金5,000円払込みによる複利増加額は、例えば241ヶ月に掛金を5,000円払込むことにより、その時の共済金が前月分より21,500円増加するという事です。

# エビス会チームが優勝 第六回親睦ソフトボール大会

商工会主催第六回親睦ソフトボール大会は、去る三月二十一日、陽春の日差しを受けて、参加八チームにより、一色小学校グラウンドにおいて熱戦がくりひろげられた。本大会には、知事賞として大トロファイが贈られ、迷プレー続出、熱中のあまり、負傷者も出たが、大事に至らず、大いに親睦の意義を深めた、常勝藤田電機チームが準決勝で敗れる番くるわけがあったが、優勝戦は大洋（工場）エビス会（商店街）チームの対戦となり接戦の末、エビス会チームが大会二度目の優勝をかざった。

優勝 エビス会チーム  
準優勝 大洋商会チーム  
三位 北口商店会チーム  
藤田電機チーム  
以下



# 青年部講習会開催さる

商工会の次代をになう青年部に大いに勉強してもらうため、去る三月二十六日、湯河原の万葉荘に於て、経営コンサルタント鈴木定雄先生、評論家、中西重思両先生

を招き、部員三十六名の出席を得て盛大に開催されました。先づ鈴木先生は、現情における商工会の使命の重大性につき力説された後、若き経営者のために意思

決定の原則、思考の四原則について一時間にわたり講演のあと評論家中西重思先生より、今後の日本経済の見通しについて二時間にわたり熱演があった。

米国の景気は保護政策が続き本年前半は悪いが、後半より立ち直り後半は見通しが明るい、日本経済においても、金融が相当ゆるんでおり、在庫調整も底入れが終ったようであり、輸出も伸びている。今後の自由化の影響も考えられるが、公共投資も積極的であり後半の見通しは明るい。このま、更に日本経済の発展が進むと、必然的に問題になるのが円の切上げ、並にデノミネーションである。昭和四十九年までには必ずあることを覚悟しておく必要がある。と結論され、活発なる質疑がなされ講演会を終了した。



# 掛川市連雀商店街を視察して

住みよい町づくりに商店の果たす役割は大きい、消費者の欲望を満足させ得る消費経済環境は商店街の充実にある。品物が豊富で、安く手近でまかなえること、この問題解決のため、去る十一月二十六日掛川市連雀商店街を視察した会長以下三九名、事務局五名計四四名

## ◎連雀商店街の特長

掛川市は人口五八二七一人で、二六〇〇世帯、十五万人の商勢圏をもつ物品小売業飲食店他合せて五〇店舗あり、市の中心で最も繁華街にあり、二直線にのびる商店街で、道路をはさんで両側にある近年自動車の交通量の増加と老朽化が目立ち、スーパー「マルサ」の進出により近代化に踏み切った商店街である。

県中小企業総合指導所、市商工会議所の指導を忠実に実行した。先づ商店街振興組合法による組合を設立し、組合員五〇人が一丸となって都市計画による街路事業施行に伴い都市計画路線まで退いて近代化された店舗の建築、併せて歩道、アーケード、共同駐車場、共同浄化槽、冷暖房装置等を建設し、掛川市中心街にふさわしい近代化を図ったわけであり、この結果商店街は近代化後は売上高

伸率一、九二倍という成績を上げている。

現在道路幅巾五・五米を十六米に歩道両側 三・五米の設置 店舗 重量鉄骨ブロック造り二階

## 三階

(組合員建設) 共同事業として共同駐車場、アーケード、浄化槽 放送施設、アーチ、組合事務所、商店街の一角にワンフロアショップがあり、これも本商店街の大きな特長の一つである。

特に若き青年指導者戸塚専務理事の辨舌、政治力の豊かさがいつまでも残る視察の一日であった。

